

企画建設常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和4年9月9日(金) 第2委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 吉川遂也副委員長 横路政之 堀井秀昭 政野太 五島誠
松本みのり
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 横山和昭議会事務局議事調査係長
5. 参考人 庄原税務署調査部門統括国税調査官 木村潤
6. 委員外議員 なし
7. 傍 聴 者 2名
8. 会議に付した事件
 - 1 請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める」との意見書の提出を求める請願
 - 2 陳情第28号 酪農経営継続のための支援を求める要望書
 - 3 その他

午後1時25分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから企画建設常任委員会を開会いたします。本日の会議におきまして、写真撮影、傍聴を許可しております。なお参考人からの申し出により、インターネットでの録画配信は行わないことにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 異議がないようですので、早速協議事項に入ってまいりたいと思います。

1 請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める」との意見書の提出を求める請願

○桂藤和夫委員長 これより請願第1号、消費税インボイス制度の実施中止を求めるとの意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。本日はお忙しい中、参考人として、庄原税務署調査部門統括国税調査官木村様に御出席をいただいております。請願第1号の審査に関連し、消費税インボイス制度について意見を求めます。木村様よろしくお願ひいたします。

○木村潤参考人 私は庄原税務署で統括官をさせていただいております木村と申します。よろしくお願ひいたします。きょうは、インボイス制度についてということで御説明をさせていただきたいと思っておりますが、皆様の御手元にお配りしているのが通常のインボイス制度の説明会等をさせていただいているときにお配りしている資料になります。それと同じような内容でお話をさせていただきたいと思っております。インボイス制度導入編と適格請求書等保存方式の概要、インボイス制度の理解のためにということで、これが普通に税務署にも置いてありますパンフレットになっております。きょうは、こちらのインボイス制度導入編、消費税の基本的な仕組みから知りたい方へというお話をさせていただきます。こちらの資料は、個人の免税事業者の方を主なターゲットとした資料になっておりますので、消費税についても基本的なところからお話はさせていただきますし、

これから課税事業者になるかどうかを悩んでおられる方というベースでお話をさせていただきますので、そのように御理解いただければと思います。説明の後にも質疑をということでお聞きしております。どこまでお答えできるかわからない部分もありますので、場合によっては後日回答という形にさせていただくような場合もあるかもしれませんが御了承ください。それでは、まず説明を始めたいと思いますけれど、皆さんの中には、インボイスとかインボイス制度という言葉聞いた方も、ある程度いらっしゃるかと思いますが、聞いたことがあっても、この制度について事業者の方とかだと自分に関係ないなど思っている方もいらっしゃるところでございます。制度をある程度御存じの方は、課税事業者になったらどうなるのかとか、登録するかどうかの判断をどうすればいいのかなどの疑問を持っておられる方もいらっしゃるかと思いますが、そもそも消費税の計算や申告方法もよく分からないという方もいらっしゃるかと思いますが、インボイス制度は消費税に関する制度ですので、インボイス制度の理解のためには、まず消費税の仕組みを御理解いただくことが必要となります。そこで、きょうは消費税の基本的な仕組みから知りたい方を対象として、初めにインボイス制度について簡単に説明した後、消費税の基本的な仕組みを説明します。そして、制度が始まることで、仕事をされている方々の中でどのような影響が考えられるのかとか、また具体的に何を検討すればいいのかということを中心に説明を進めていきます。既に御存じのことが含まれているかと思いますが、これまで免税事業者で消費税の申告をしておらず、消費税になじみがない事業者の方に対しての説明ということで御理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。まず、資料を開いていただいて、右下に1と書いてあります、インボイス制度の概要というところで、まずお話をさせていただきたいと思います。初めに、インボイス制度について大事なポイントを3点、簡単に説明したいと思います。まず1点目、インボイス制度は、令和5年10月1日に始まる仕入税額控除の方式ということです。次に2点目、これは資料の左下に記載のとおり、売手は買手のためにインボイスを交付します。このインボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の登録手続が必要となります。また、登録を受けると課税事業者として消費税の申告が必要となります。そして、最後に3点目ですが、資料の右下にございますとおり、買手は売手からもらったインボイスを保存して、仕入税額控除を行います。これがインボイス制度を簡単に説明したのですが、これだけではよくわからないという方もいらっしゃるかと思いますが、続いて、2ページ目を開いていただければと思います。今回はぬいぐるみ工房を経営するA社さんということで考えていきたいと思います。このA社さんは、ぬいぐるみをつくって、町の雑貨屋さんB社さんへ販売しています。また、A社さんは、これまで消費税の申告を行ったことはありません。そんなA社さんは、インボイス制度の説明を聞いて思いました。そもそも仕入税額控除とは何なのだろう。当社が登録しないとどうなるのだろう。課税事業者になって消費税を申告とは、どう計算するのか。登録を受けるとどうかはどう判断すればいいのか。インボイス発行事業者になったら、インボイスはどうやってつくればいいのか。このA社さんの疑問を解決すべく、まずは、消費税の仕組みから見ていきたいと思います。次の3ページを見てください。消費税は、商品一般に対して広く公平に課税される税金です。国内で行われる物の取引やサービスなど、ほぼ全ての取引に対して課税されます。また、消費税は、消費者が負担して、事業者が申告納付します。取引の各段階で課される税金分は、事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁されて、最終的に消費を費消し、また、サービスの提供を受ける消費者が負担するということとなります。このことについて

て、このぬいぐるみの取引を例に一般的な仕組みを見てきます。この3ページの図を見てください。ぬいぐるみの取引では、まず、製造業者が材料業社から毛糸を仕入れてぬいぐるみをつくります。そして、でき上がったぬいぐるみは製造業者から小売業者に販売されて、さらには小売業者は消費者に対してぬいぐるみを販売します。通常ですね、1番左の材料利用者は毛糸を仕入れてきていると思いますけれど、この例ではその仕入はないものとして考えております。先ほどお伝えしたとおり、消費税は取引に対して課税されて、事業者が申告納付します。例えば、左から2人目の製造業者は毛糸を仕入れて、7,700円を支払っています。この取引には消費税が課税されます。つまり7,700円を売上として受け取った材料業者は、消費税700円分を納付しますし、同時に製造業者は、支払った700円の消費税をコストとして、自分が行うぬいぐるみの販売価格に反映することとなります。こうして事業者間で取引が行われて、最終的に1番右の取引、小売業者から消費者へ販売されたときに課される消費税、この例では、1,300円ですが、これを消費者が負担します。このとき小売業者は、消費者から消費税1,300円を受け取っていますが、一方で、製造業者から仕入れるときに1,000円の消費税を支払っています。ですから、小売業者は売上に係る消費税1,300円から仕入に係る消費税1,000円を引いた300円を納付することとなります。こうして各事業者が、それぞれ売上に係る消費税を受け取り、仕入に係る消費税を支払い、その差額を納税すると、右下の吹き出しに記載のとおり、各事業者の納税額の合計額、この例では1,300円ですが、この額がぬいぐるみを買った消費者の負担額1,300円に対応することとなります。これが消費税の一般的な仕組みです。ただし、全ての事業者の方が消費税を申告しなければならないわけではなく、A社さんのような小規模の事業者の方は、消費税の申告義務がありません。申告や納付が必要な事業所とは、どういった事業者なのかということです。続いて、次の4ページを見てください。ポイントを吹き出しに記載していますが、消費税の申告や交付を行う必要がある事業者を課税事業者と言います。一方消費税の申告や納付を行う必要がない事業者を免税事業者と言います。では、課税事業者か免税事業者からどのように決まるのでしょうか。1番基本的な考え方はですね、基準期間の売上高で判定するという方法です。この課税売上高とは、消費税が課税される取引の売上高のことを言います。なお課税売上高には、輸出を行った場合の売上高も含まれます。真ん中の図で簡単に説明すると、課税期間の判定は、個人事業者の場合は2年前、法人の場合は2事業年度前の年を基準期間と言います。その期間の課税売上高で判定します。この基準期間に1,000万円を超えていれば、要するに2年後の課税期間というのは、課税事業者となります。もし、2年前の課税売上高が1,000万円以下の場合、免税事業者と判断されますが、届出を行うことで、課税事業者となることを選択することができます。このように通常基準期間の課税売上高で課税事業者かどうかというのを判定しますが、インボイス発行事業者として登録すれば、課税売上高にかかわらず課税事業者として、申告・納付が必要となります。では課税事業者となった場合、納付する消費税はどう計算するのかということです。次の5ページを見てください。先ほど消費税は消費者が負担して、取引にかかる各事業者が申告・納付する仕組みであり、各事業者が納付する税額の合計額は、消費者が負担する額と対応していると説明しました。この仕組みの中で、それぞれの事業者が納付する税額の計算方式であらわすと、上にあるとおり、売上の消費税額から仕入や経費の消費税額を差し引いた金額が納付する消費税額という式になります。なお、先ほどのぬいぐるみの例は、簡単にしており、ぬいぐるみの仕入や売上しか考えていませんでしたが、通常の事業活動では売上には、いろんな商品の販売やサービ

すが、また仕入には、商品の仕入代金以外にも、外注であったり、家賃などの経費などがかかります。納付税額は、それぞれの取引に係る消費税額を1年分合計してから、この計算式に従って計算することになります。そして、1番初めのAさんの疑問に、仕入税額控除とは何という疑問がありました。仕入税額控除とは、納付税額の計算において、売上の消費税額から仕入などの消費税額を差し引く、つまり、引き算することを言います。ただしこの仕入税額控除をするためには、ルールがあります。それは請求書等と帳簿の保存が必要だということです。このページの下を見ていただければ、この請求書等についてです。今の制度は、これは令和5年9月までですが、区分記載請求書というものを保存することとされています。この区分記載請求書は、免税事業者の方も含む事業者の方が交付するものとなっています。インボイス制度が開始されると、保存が必要な請求書等がインボイスに変わります。インボイスは登録を受けた課税事業者であるインボイス発行事業者が交付するものとなっております。ここで、これまでの説明を整理すると、インボイス制度が始まると、仕入税額控除、仕入の消費税額の引き算を行うためには、登録を受けた課税事業者が交付するインボイスの保存が必要になります。つまりインボイスがなければ、仕入税額控除ができない。言い換えれば、納税額を計算する際に、仕入税額を引き算することができないということとなります。この仕入税額控除は、引き算をすること。そして、インボイスがなければ引き算ができないということは、インボイス制度の理解のポイントとなります。このポイントを踏まえて、登録しない場合の取引先への影響について、A社さんのケースから考えてみましょう。続いて次の6ページを見ていただければと思います。まず、A社さんのぬいぐるみ取引について詳しく見ていきます。A社さんは、手芸店から毛糸を買って、自分でぬいぐるみをつくります。そのぬいぐるみを町の雑貨屋さんであるB社さんに販売して、さらにB社さんは消費者にそのぬいぐるみを販売しています。では、A社さんが登録する場合としない場合でどう異なるのか。実はA社さんの登録状況によって、B社さんの納付税額が異なってきます。B社さんは納付する税額の計算上、仕入について仕入税額控除を行います。そして、ぬいぐるみ取引においては、A社さんからの仕入について、仕入税額控除を行いたいと考えます。仕入税額控除には、先ほどポイントとしてお伝えしたとおり、ルールがありまして、インボイスの保存が必要です。つまり、B社さんがA社さんから仕入れるぬいぐるみ取引について、仕入税額控除を行うためには、A社さんが交付するインボイスの保存が必要となります。この点、A社さんがインボイス発行事業者として登録した場合、A社さんは、インボイスを交付できますので、B社さんはA社さんのインボイスを受け取って保存をし、仕入税額控除することができますし、A社さんが登録しない場合は、A社さんのインボイスの保存ができず、仕入税額控除ができないということになります。この仕入れ税額控除ができないということを具体的に数字で見えていきます。左下のB社の納付税額をごらんください。A社さんのインボイスがある場合、上のありの場合は、B社さんは、消費者から受け取った1,300円からA社さんへ支払った1,000円を、仕入税額控除、つまり引き算した残りの300円を納付するということとなります。一方で、A社さんのインボイスがない場合、なしの下の場合は、仕入税額控除を行うことができませんので、1,300円を納付するということとなります。このように、A社さん、つまり、売手が登録を行わず、インボイスを交付しない場合は、インボイスを交付する場合と比べ、B社さん、つまり、買手の納付する税額が大きく計算されるということがおわかりいただけるかと思います。では、A社さんが登録した場合を考えてみると、A社さんは、登録するとインボイスの交付ができる一方で、消費税の申告が

必要となります。この場合、具体的にA社さんは計算をどう行えばいいのでしょうか。次の7ページを見てください。インボイス発行事業者として登録した場合、A社さんは課税事業者となり、消費税の申告・納付を行うこととなります。この場合、売上の10%を納付しなければいけないのか、これについては、ここまでお聞きいただいた皆さんは何となく答えがおわかりかもしれません。インボイスを保存すれば、仕入税額控除を行うことができます。左下のA社の納付税額をごらんください。A社さんの場合、A社さんの仕入れ先である手芸店からインボイスをもらい、それを保存すれば、仕入税額控除を行うことができます。つまりA社さんは、B社さんから受け取った1,000円から仕入れ先へ支払った700円を引いた300円を納付することとなります。また納付税額の計算においては、一定の場合、簡易課税制度という制度を適用することができます。この簡易課税制度とはどんな制度なのか、次のページで詳しく見ていきます。8ページを開いてください。納付する消費税額の計算はこれまで見てきたとおり、売上の消費税額から仕入や経費の消費税額を差し引いて計算します。この売上の消費税額と仕入や経費の消費税額は、原則、実額で計算します。この実額で計算するというのは、実際に受け取った、そして支払った金額を全て合計して計算するということです。つまり収入については取引ごとに相手から請求書などを受け取って、その請求書などから実際に支払った仕入や経費の消費税額を計算するということとなります。このような仕入に係る消費税額の計算という事務負担を軽減することができるのが、簡易課税制度という計算方法です。上の簡易課税制度を選択した場合の計算方法をごらんください。具体的には、仕入に係る消費税について、四角囲みで記載しているとおり、売上の消費税額にみなし仕入率という業種ごとに決められたパーセンテージを掛けて計算します。また売上の消費税額は、売上等消費税率から計算するため、簡易課税制度を選択するとポイント1に記載しているとおり、売上の額とその売上に対応する消費税率が分かれば、納付する税額が計算できるということになります。また簡易課税制度を選択した場合は、ポイント2のとおり、インボイスの保存は必要はありません。この二つの点が通常の計算方法と大きく異なる点ですが、A社さんのケースから具体的に見てみましょう。次の9ページを見てください。簡易課税制度では、まず、売上全額にみなし仕入率を掛けて、仕入税額を計算します。それから通常の場合と同じように、売上税額から計算した、仕入税額を差し引けば、納付する税額を計算することができます。A社さんは、ぬいぐるみの製造業であり、簡易課税制度では、第三種として区分されますので、みなし仕入率は70%ということになります。このときA社さんの売上税額が1,000円だった場合、まずステップ1として、1,000円にみなし仕入率70%を掛けて、仕入税額700円を算出します。そして、ステップ2として、その仕入税額700円を売上税額1,000円から差し引けば、納付する税額300円が計算できるということになります。このように右のポイントに記載のとおり、簡易課税制度では、仕入税額を売上税額から計算できるため、実際に支払った金額を集計し、計算する作業やインボイスの保存は不要であり、事務負担の軽減を図ることができます。ただし、簡易課税制度の選択には何点か留意点があります。まず、届け出が必要です。この届け出については原則適用を受けようとする課税期間が始まる前に提出する必要がありますが、免税事業者の方がインボイス発行事業者への登録に伴って選択しようとする場合は、特例が設けられています。この簡易課税制度に関する届け出書の提出については、後ほど詳しく御説明します。そのほか制度の選択には、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。基準期間つまり2年前の課税売上ですね。詳しい説明は省略しますが、簡易課税制度を選択するかどうかは、こういっ

た留意点も踏まえて、御検討いただければと思います。次のページをごらんください。さてこれまで、インボイス制度がどのように皆さんの取引に関係してくるかを説明してきました。では実際に、皆さん自身が、特に免税事業者の方が登録を受けるかどうかの判断に当たって、どういう提案を検討すればよいのかというのを整理したいと思います。まず一つ目のポイントは、皆さんの取引において、売上先からインボイスの交付を求められるかどうかという点です。売上先が課税事業者であれば、仕入税額控除のため、インボイスの交付を受けたいということになります。一方売上先が簡易課税制度を選択している場合は、インボイスの保存が必要ではないため、インボイスの交付を受けなくてもよいということになります。また売上先が消費税を申告納付しない消費者や免税事業者の場合もインボイスは不要です。つまり、売上先が簡易課税制度を選択している事業者や消費者、免税事業者のみである場合は、インボイスを求められませんので、売手である皆さんが登録を受ける必要もないということになります。このように売上先がどういう相手かによって、インボイスを必要とするかどうかが変わってきます。まずは、皆さんが取引先からインボイスの交付を求められるかどうかということをご確認いただき、インボイスの対応が必要かどうかを検討いただければと思います。そして、二つ目のポイントですが、これは登録を受けた場合と受けなかった場合、それぞれの場合で、どうなるかという点です。登録を受けた場合は、インボイスを交付でき、課税事業者として消費税の申告を行うこととなります。一方登録を受けなかった場合、インボイスの交付ができませんが、これまで免税事業者であった方は、課税事業者になる必要はありません。この場合、売上先は、仕入税額控除ができませんが、経過措置が設けられています。具体的には、インボイス制度が始まると免税事業者からの仕入の全額について、すぐに仕入税額控除ができなくなるのではなく、6年間の間は、一定の割合、仕入税額控除ができるというものです。この経過措置については、資料の右側の四角囲みに記載しています。ここに記載のように、制度開始後から3年間の令和8年9月までは80%、さらに、その後3年間の令和11年9月までは50%の仕入税額控除が可能ということになっております。そして、これまでの説明のとおり、皆さんが登録を受けるかどうかは、取引先にも関係することです。ですから、取引先から登録したかどうか、あるいは今後登録の予定があるかどうかの確認を受けることもあると思います。また、インボイス制度開始後の取引状況について、取引先から相談されることや登録する場合には、皆さんから価格を含めた取引条件の見直しを相談することもあると思います。登録を受けるかどうかは、事業者の方の任意となっておりますが、まずはここまで御説明したことについて、十分に御理解を深めていただき、今後の対応を御検討いただければと思います。その際に、あらかじめごらんいただきたいものを御紹介します。このページの下参考というところに記載している免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aですが、この免税事業者として取引を受ける場合の考え方や、免税事業者との取引条件の見直しに当たって、どのようなことが独占禁止法や下請法上、問題となる可能性があるかといったことが記載されています。またこういった法律に関する公正取引委員会などの相談窓口も記載されていますので、ごらんいただければと思います。続いて、11ページをごらんください。さてこれまで登録受ける場合、受けない場合について、説明していきましたが、登録した場合に交付することとなるインボイスが、どんな書類かイメージがわからないという方もいらっしゃるかもしれません。そこで、インボイスのイメージとその作り方を説明したいと思います。ポイントは、右上に記載しているとおり、インボイスという名称の書類を新たに作成する必要はなく、現在の請求

書や領収書等に不足する項目を追加するイメージということです。インボイスの様式は、法律などで決まっておらず、どんな名称の書類でも、また手書きであっても必要な事項が記載されていれば、インボイスとなります。必要な事項は、真ん中の例の吹き出しで示している六つです。六つも書かなければいけないのかと思われるかもしれませんが、見ていただければ、例えば相手方の名称など、今の請求書や領収書などに既に記載している事項も多いのではないかと思います。もし皆さんが、区分記載請求書に対応した請求書などを交付している場合には、下線の三つの項目のみを追加すればいいということになっております。登録番号、そして、適用税率、税率ごとの区分した消費税額という部分のみを追加すればよいということになっております。4の登録番号、これはインボイス発行事業者の登録を受けた場合に、税務署から通知される番号です。あと下の四角囲みに記載していますが、売上先に渡している書類全部をインボイスにしなくてはならないのかという質問をよくいただきますが、これについては、全部インボイスにする必要はありません。どの書類をインボイスとするのがいいのか。必要に応じて、売上先とも相談しながら実務に応じて御検討ください。そのほか、例えばフリーランスの事業者の方など、自分で請求書をつくらず、売上先から例えば仕入れ明細書といった支払額が書かれた書類を受け取っている方もいらっしゃるかと思います。インボイス制度においてもこういった対応は可能ですのでこちらも詳しくは売上先と御相談ください。続いて、12 ページをごらんください。では、検討の結果、インボイス発行事業者として登録するとなった場合の手続について説明します。インボイス発行事業者として登録を受けるためには、登録申請書を提出することが必要です。下のスケジュール例をごらんください。これは個人事業者の例ですが、12月決算の法人についても同様のスケジュールとなります。ここでのポイントは3点です。まず1点目、制度が始まる令和5年10月1日から、インボイスを発行する場合、登録申請手続として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。このときの手続は、登録申請書のみ提出で大丈夫です。そして、2点目、インボイス発行事業者として登録すると課税事業者となり、消費税の申告・納付が必要となることは、御説明したとおりです。免税事業者が1点目で説明したスケジュールで登録手続を行った場合は、令和5年10月1日以後の取引についてのみ課税事業者として、消費税の申告・納付が必要となります。その後は、登録をやめない限り課税事業者となります。最後に3点目、簡易課税制度の届出についてです。御説明したとおり、簡易課税制度とは納付税額の計算やインボイスの保存について、事務負担の軽減を図ることができる制度ですが、制度を適用するためには、届出書の提出が必要となります。この届出書の提出について、免税事業者の方が令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受け、簡易課税制度を適用しようとする場合は、その課税期間の末日までに届出書を提出する必要があります。例えば個人事業者の方が、令和5年分から適用を受けようとする場合には、図に記載しているとおり、令和5年12月31日までに提出する必要があります。この届出書の提出については、課税期間の末日が土日祝日に当たる場合でもこの提出期間は延長されませんので御注意ください。続いて次の13ページをごらんください。あわせてe-Taxにより、登録手続を行う方法を御紹介します。国税庁では、パソコンを利用して申請するe-Taxソフトウェブ版、そして、スマートフォンやタブレットを利用して申請するe-Taxソフトスマホ版を提供しています。これらのソフトを使用すると、資料の作成型式欄にあるとおり、画面に表示された質問に回答していくだけで、申請データが作成でき、入力漏れ等がなく、スムーズに申請が可能です。登録手続の際は、ぜひe-Taxを御利用ください。な

お、e-Taxソフトをスマホ版は個人事業者の方のみが御利用になります。またe-Taxの利用には事前準備などが必要となりますので、詳しくは国税庁のホームページのインボイス制度特設サイトの申請手続ページをごらんください。続いて、14ページをお願いいたします。本日、御説明した内容のポイントを簡単にまとめましょう。まず、インボイス制度とは、令和5年10月1日から開始する消費税の仕入税額控除の方式です。では仕入税額控除等は何かということ、納付する税額の計算において、売上の消費税額から仕入や経費の消費税額を差し引くこと。この引き算の計算を言います。そして仕入税額控除には、インボイスの保存が必要です。登録を受けない場合は、当社はインボイスが交付できませんので、売上先にインボイスの保存ができず、仕入税額控除ができないため、売上先の交付税額は変わってくる場合があります。ただし、例えば、売上先が簡易課税制度を選択している。また、免税事業者や消費者である場合は、影響がありません。したがって登録を受けるかどうかの判断に当たっては、売上先がインボイスを必要としているかなどを考える必要があります。また登録を受けた場合は、課税事業者となりますので、自社の事業内容などの検討も必要となってきます。そして、そういった検討を経て登録するとした場合は、インボイスとして交付する書類をどれにするか、どうやって必要な事項を記載するかといった検討を行います。e-Taxなどによる登録申請手続を進めていただくこととなります。登録を行う場合には、課税事業者として申告を行うこととなります。申告に当たっては、あわせて簡易課税制度の選択も検討の上、選択する場合は、届出書の提出を行っていただければと思います。次の15ページですが、最後に補助金について、御案内いたします。令和3年度補正予算において、IT導入補助金が措置されております。このIT導入補助金について、会計ソフトや受発注システム等の導入に対する補助がされることとなります。また同じく令和3年補正予算において、小規模事業者持続化補助金に、インボイス枠が設けられました。このインボイス枠について、免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受ける場合の環境変化への対応を支援する目的で設けられております。それぞれの補助金について、詳しくはリーフレットや補助金事務局のホームページで御確認ください。次の16ページをごらんください。本日は消費税の基本的な仕組みや、インボイス制度の簡単な内容を中心に説明を進めてきました。本日の話を踏まえて、消費税やインボイス制度についてさらに詳しく知りたい方もいらっしゃるかと思いますので、国税庁が公表している参考となる動画やパンフレットについて説明させていただきます。まず、動画ですけれど国税庁では、インボイス制度に関するオンライン説明会を開催しており、過去の説明会のアーカイブ動画を掲載しています。このうち基礎編がインボイス制度の概要について説明する内容で、インボイス制度の全体像を御理解いただくためのものとなっておりますので是非ごらんいただければと思います。次いで、パンフレットについてですが、これはきょうお配りしている、この青い表紙のパンフレットが、先ほど御紹介したオンライン説明会の基礎編の内容とそれに加え、インボイス対応への具体例などももう少し詳しい内容が掲載されているものとなっております。そして、ここの16ページの下右側、消費税のあらましというパンフレットがありますが、こちらは、インボイス制度に限らず消費税の全体的なことについて説明したものとなっております。消費税の基本的な仕組みや簡易課税制度についての説明も掲載しております。これらは、国税庁のホームページからごらんいただけるようになっております。また前の説明で御紹介した免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aのリンクも掲載しています。制度について御不明な点があれば、国税庁のホームページをごらんいただいて掲載し

ているパンフレットなどを活用しながら、制度への理解を深めていただければと思います。あと国税庁では、一般的な質問や相談に対応させていただくための軽減・インボイスコールセンターなどを設けておりますので、一般的な質問については、こちらでも御利用ください。本日の説明は以上となりますので、何か御質問ありましたら、答えられる範囲内で答えさせていただきたいと思います。

○桂藤和夫委員長　　ただいま参考人の木村様から説明を受けましたけれども、質疑のある方は挙手の上発言をしてください。副委員長。

○吉川遂也副委員長　　インボイスの保存ということについて、具体的なイメージとしては、電子化とどこころなのか、紙でというイメージなのか。インボイスの保存という事務の負担がふえるのかどうかということのイメージがつかみにくいところがあるので。

○木村潤参考人　　保存としての負担という面においては、特別、今までと変わらないと思っていただいて、もちろん、また別に電子帳簿保存法というのがありますけれど、そちらを利用していただくと、電子として保存していただくことも可能です。先ほど説明の中にもありましたように、紙でも手書きでもオーケーなものですから、もちろん紙で保存ということで、全然問題はございませんので、保存そのものにそう大きな負担があるとは思っておりません。

○桂藤和夫委員長　　他にありませんか。堀井委員。

○堀井秀昭委員　　制度的にはまだまだ勉強しないとよくわからないのですが、現行で非課税事業者や、簡易課税制度を選択する事業者は、この制度では新たな届け出が必要なわけですか。

○木村潤参考人　　免税事業者や簡易課税の方が。この制度として今メインの説明を免税事業者という立場のところでお話はさせていただきましたが、登録の届け出が必要なのは、課税事業者も同じです。ですので、簡易課税の方であろうが、通常どおりの本則課税の方であろうが、インボイスの発行するためには、登録が必要になってきますので、申請自体は必要になります。

○桂藤和夫委員長　　堀井委員。

○堀井秀昭委員　　インボイスを発行する必要がないから発行しない業者は、新たに非課税事業者である登録やら、簡易課税制度の選択の届け出は、いらないということですか。

○木村潤参考人　　インボイスの発行が必要のない方ですよ。先ほどの説明にありましたように、要は売上先が、インボイスの発行必要とされない、通常の消費者の方ばかりであるような場合とかだとインボイスの発行が必要ないので、その場合には当然、登録の申請も必要ありませんし、消費税の課税事業者として申請していただく必要もありません。

○桂藤和夫委員長　　政野委員。

○政野太委員　　インボイスの登録をします。相手先が必要か不必要かによって、こちら側も発行するものが買えるという意味でよろしかったですか。インボイスを相手が必要とする場合としない場合がありますよね、お客さんの。それは、もうインボイスを発行する、登録すると決めたら相手がどんな売り、買い方であろうと、同じ一つの請求書を発行するという意味でよかったのですか。

○木村潤参考人　　今のインボイスというものがそもそも、この11ページにありますように、今までのものと大きく変えてくださいというものではありません。登録番号であるとか、適用税率であるとか、そういった必要なものを網羅していただければいいというものになっております。当然、インボイスが必要でない方に対して同じものを発行するのも、一向に問題がありませんので、通常であれば、全く同じものを使っていただくという格好になるのではないかなと思います。

- 桂藤和夫委員長 政野委員。
- 政野太委員 通常であればという考え方なのですけれど、分けることもできるという意味でとらえたいのですか。
- 木村潤参考人 どのようにされるかというのは、インボイスを発行できるから、必ず全ての方にインボイスを発行しなければいけないという表記には多分なっていないと思うのですが。
- 桂藤和夫委員長 堀井委員。
- 堀井秀昭委員 庄原市内にあるような割と小さい事業所はどういうことになっていくのかなというのが1番心配なのですけれど、今までは、非課税事業者でありながら、相手方は必ずしもその小さい事業者でない場合、インボイスによる請求書の発行を求められた場合、今まで簡易課税であり非課税の事業者であったものが、インボイスナンバーの登録をすることによって、課税事業者にならないといけない。課税事業者になった場合は、5,000万円までが、簡易課税が選択できるわけですか。
- 木村潤参考人 課税事業者になった場合には、要するに、いわゆる基準期間が5,000万円以下の場合、簡易課税は選択できます。
- 桂藤和夫委員長 他にありませんか。副委員長。
- 吉川遂也副委員長 例えば、売り先の業者がインボイスを求める。免税事業者がインボイスしなければ、例えば、そういう事業者もうちは取引しませんよというようなことが懸念としてはあるのですが、その際には、そういうことがある場合には、例えば公正取引委員会とか中小企業庁とかというところが買う事業者に、我々からいうと売る事業者が、我々からは買わないというようなことが明らかになれば、要するに先ほどあったように、独占禁止法であるとか、あるいはそういったもので、中小企業庁あるいは公正取引委員会等から指導などがあって、そういうことは駄目ですよというようなことがあるのかどうか。それもまた含めて、例えば、私は、インボイスの請求書が発行できるから、うちと取引してくださいよというのも一つの商取引としてはある方策だと思うのですが、例えば、顕著に買い先がおたくとはもう取引しませんよと市場から除外するような方式を何かしらフォローアップする施策があるのかどうかを確認させていただきたい。
- 木村潤参考人 具体的なところとしては余り踏み込んで税務署の立場としては言えない部分もありますが、先ほど説明の中でも触れさせていただきましたけれど、免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQアンドAというのが、ホームページに載せられています。そちらの中で、記載してあるところを読むことで回答に代えさせていただくということでもよろしいですか。この中にありますのが、まず質問として、仕入れ先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として、取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上では、どのような行為が問題となりますか。答えとして、事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に取引事業者間の自主的な判断に委ねられるものですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について、情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる恐れがあります。仕入れ先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として、取引条件を見直すこと、それ自体が直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、優越的地位の濫用に該当する行

為を行わないよう注意が必要です。以下では、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す場合に、優越的地位の内容として問題となる恐れがある行為であるかについて、行為類型ごとにその考え方を示します。また、以下に記載する行為類型のうち、下請法の規制の対象となるものについては、その考え方を明らかにします。下請法と独占禁止法のいずれも適用可能な行為については、通常下請法が適用されます。なお、以下に記載する行為類型のうち、建設業を営む社が業として請け負う建設工事の請負契約におけるものについては、下請法ではなく建設業法が起用されますので、建設業法の規制の対象となる場合についてもその考え方を明らかにします。

○吉川 副委員長 先ほどの説明、ひどいことをやれば、ありますよというような内容だったと思うのですが、インボイス制度について、様々な、例えば、仕入税額控除もある程度一定期間は8割あるいは5割の控除を認めると。免税事業者のインボイスがなくてもということも含めて、様々な政策が取ってあると理解できますし、簡易課税制度を自由活用して、事務の軽減を図るようなことと、仕入税額控除8割等についても、そうかなというのはわかるのですが、非常に制度が複雑だと思うのです。制度複雑で、先ほどこれは免税事業者に向けての説明資料というお話があったと思うのですが、様々なところでこれは啓発なり、制度説明をどれぐらいやられておりますか。

○木村 参考人 制度説明については、庄原税務署では毎月1度説明会は実施しております。ホームページ等で説明会の開催については、載せさせていただいておりますし、もちろん、こういった形も含めて、要請があれば、説明会という形では、個別にさせていただいております。あとは、例えば、税務署に来られて申告されているような方に対して、DMを発送するとかという形では一応制度の周知ということでは、させていただいております。

○桂藤 副委員長 副委員長。

○吉川 副委員長 そういう中で大分これは制度として周知されたなというような感覚をお持ちなのか、あるいはこれは全くまだまだだなのというのは、これは別に統計的なことを聞くわけではないのですが、答えられる範囲で、主観的な意見に基づいて、お伺いしたいと思います。

○木村 参考人 これはあくまで私の主観的な意見として、捉えていただければと思いますけれど、正直に言えば、制度周知はまだまだだなのというのが正直なところでは。

○桂藤 堀井 委員 堀井委員。

○堀井 委員 1番気になるのが、例えば、1,000万以下の非課税事業者はインボイスの発行を求められたときに、自ら課税事業者として簡易課税、本則課税は別にして、課税事業者に移行するとしますよね。そうすると、今まで免税事業者であるがゆえに、この消費税の申告等の行為についてはやる必要がなかったですね。簡易課税制度を選択するにしろ、しないにしろ、こういった弱小事業者が今後は消費税の申告書類の作成をしなくてはならなくなるということは、これはもう避けては通れないことになりますよね。

○木村 参考人 インボイスを発行しようと思えばですね。

○堀井 委員 先ほど法によって守られるというような趣旨でしたけれども、これは裁判でもしないといけないわけですか。何々法に違反している行為を受けているというようなことで、訴訟を起こさないとインボイスを発行しない事業者が受ける不利益を回復することはできないということですか。税務署に訴えれば何とかなるのですか。

- 木村潤参考人 独占禁止法だとか、下請法だとかいうところの法律に関しては、税務署では関知できない部分になりますので、その部分を質問されてもお答えはできないかなと思います。
- 桂藤和夫委員長 横路委員。
- 横路政之委員 国では制度に向けて、事務負担の軽減に向けては、電子インボイスの標準的仕様の確立も進められているのですけれども、どういったイメージなのでしょう。わかる範囲で。まだ通知が来ていないのでわからないと思うのですけれども、概略等でもわかれば、どこら辺まで税務署は理解をされているのかお聞きしたい。
- 木村潤参考人 現時点で確定したものでないとなかなか上がってこないところもありますので、現時点で把握できている部分としてお答えできるところがないので、申し訳ありません。
- 桂藤和夫委員長 松本委員。
- 松本みのり委員 インボイス制度が始まると、これまで免税事業者であった方のかかなりの部分の方が課税事業者にかわるのではないかなと思うのですけれども、そもそも消費税が導入されたときに、全ての事業者を課税事業者とするのではなくて、1,000万以下の事業者は免税事業者としますよとしたときの基本の考え方があったかと思うのです。その人たちを守ろうみたいな。その部分の確認と、それが今回どのように考え方として変わっていくのかというところを教えてください。
- 木村潤参考人 考え方として、私も用意してないので、その法律をしていく上での経緯とかそういう面では理解してないところがあるので、申し訳ありませんが回答がしづらいところはあるのですけれど、もともとその1番最初に、平成元年に消費税が3%でスタートしたときには、そのとき3,000万円が免税事業者としての基準でした。そこからスタートして、平成17年に1,000万円ということで、下がってきていますという経緯があるところではあるのですが、もともと、益税と言われたような部分もございましたので、そこをどういうところがあったのかどうかちょっとすみません。私はそこまで経緯を確認してこの場に挑んでおりませんので、お答えしづらいところであります。御勘弁いただければと思います。
- 桂藤和夫委員長 副委員長。
- 吉川遂也副委員長 いわゆる免税事業者の方が消費税を払わないが、100円のものを110円で販売して、実質110円の商品を売っているような状況で、例えば消費税を払うとなると、110円の商品が100円になりますよと、10円は消費税で。それは仕入税額控除も考えずに言えば。そういう話で益税という話なのだと思うのですが、例えば免税事業者の方は、自分は消費税払わないので、100円の商品を100円で売っている人もいると思うのですよね。その方が、今度例えば、インボイス制度登録されると110円に値上げできれば、まだいいけれども、今まで100円だったものがインボイスになったら、実質値下げで売らなければいけないとなるとその制度的なフォローアップは多分ないかなとは思っているのですが、その辺はもともと100円で売っているものは10%値上げして売ればいいのかと理解してよろしいですか。
- 木村潤参考人 答えづらいですが、結局、消費税を転嫁した上で販売してくださいということになります。もちろんそうした上で消費税の納税をしていただくことにはなると思います。
- 桂藤和夫委員長 副委員長。
- 吉川遂也副委員長 正確に税務署さんとしては消費税を徴収できるというところの制度にかなり触れたのだなと理解できる。そのために影響があるところには、いろいろ特例措置を設けたり、延長

措置を設けたりとか、何年か後には完全に益税をなくするという商取引の方向に引っ張っていかれるという感じかなと思うのですが、恐らく一般市民としては、国民としては、正しく税金を徴収してくれというのは当然のこととは思いますが、益税というのはなかなか理解できないところもあるので、それは制度としてはいいかなと思うのですが、やはりそれをもって制度が大幅に変わる期間の周知としては、短いかなと。制度の周知がされていないかなというのが個人的な印象なのです。これ以上の制度の延ばしとかいうのは多分、税務署は関知しないことなので、特に申し上げませんが、やはり制度周知がなかなかできていないのではないかなというのが感想なので、意見としてはお伝えしたいなと思います。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 税務署の仕事は定められた制度に基づいて税を徴収するかなので、1番どうなるのかというのは免税事業者の方々はこのインボイス制度が始まって、特にどうでもやっていかなければならない手続上のものはない。あるいはある。どっちなのですか。免税事業者の方がこの制度が始まることによって、今までの状況より違うために、新たな届け出等の行為が必要なかないのか。現在が免税事業者の方々もこの制度の開始によって、新たに何らかの手続等の届け出をしなくてはならないことがございますか。

○木村潤参考人 今の御質問であれば、必要ないという回答になると思います。要するに免税事業者がそのまま免税事業者のままでされるということであれば、現状は特に変わるところはないということになります。今必要なのは、結局、インボイスの発行をしたい方は、登録が必要ということだけですので、逆にインボイスを発行しない方は、特に何もする必要がないということになります。ただ今回、免税事業者の話だけでさせていただきましたけれど、課税事業者も含めてこの登録申請が必要になります。課税事業者の方は、今までも課税事業者だから、登録申請をすることで特に不利益な部分はそんなにはないかとは思いますが、特に課税事業者の方は早急に登録申請していただくように周知はしているところではあります。

○堀井秀昭委員 現在、課税業者と登録してあるものは新たに課税事業者である届け出と、簡易課税制度の適用の届出が必要ということですか。

○木村潤参考人 課税事業者の届け出とか、簡易課税の届け出は今までどおりのままですから、今必要なのはこのインボイスの登録の申請が必要ということだけです。

○堀井秀昭委員 簡易課税制度認められている仕入税率の中に10%8%に分けられるということは、ないですね。みなし仕入れ率の割合が職種によっていろいろ決められていますけれど、その中で細分化をされて、8%10%の場合が分けられるということも、今のところはないですね。

○木村潤参考人 今あるみなし仕入率、皆様の御手元にも8ページのところにみなし仕入率がありますが、この1種から6種までというところが変わることがあるかということですか。今のところこれが変わるという話は聞いておりません。この部分も、実は、平成元年の消費税の最初から考えれば、小売と卸しかなかったのが、どんどん業者がふえていくという経緯も正直ございます。少し前までは5種までしかなかったのが、何年か前に6種までふえております。だからその部分がどのようになるかというのも今の段階でお答えすることはできませんけれど、ただ、このインボイスの関係で、あわせてここが変わるという話はありません。

○桂藤和夫委員長 松本委員。

- 松本みのり委員 免税事業者のままだとインボイスを発行できないけれども、簡易課税制度を選択した事業者さんは、インボイスを発行できるのでしょうか。
- 木村潤参考人 発行しようと思えば登録申請さえしていただければ発行はできるのです。若干、話が混同している部分があって申し訳ないのですが、制度が複雑なのです。
- 桂藤和夫委員長 政野委員。
- 政野太委員 今例えば免税業者であって、事務的に必要に応じて、インボイスの登録が必要だとなったときに、事務手続の期間というのはどれくらいかかるのですか。要は、事業者がそのインボイスの発行ができるようになるまで。同一年度内でやることは難しいのではないかと思います。年度がちょうど切り替わるタイミングでとか。
- 木村潤参考人 インボイスの発行に関して、事務という部分でよろしいのですか。登録申請自体は3月31日までに出していただければ、10月1日から発行ができるということにはなります。その中で免税事業者さんの事務の話でいくと、結局はどういう形で発行するかとか、いろんなその発行の仕方、その会社さんがどういうものを利用されているかというところにも寄ってくると思うのです。場合によっては、今、使っているシステムを変えなければいけないという方もいらっしゃるでしょうし、手で発行されている方はそのことを加えるだけですので、発行への移行というものの自体は特に。
- 政野太委員 例えば、これから何年か先免税事業者でやっていきますよと。10月が決算ですよ。そのときに次年度からは、インボイスの登録をしないと売上に影響するなというようになったときには、そういう検討もされると思うのですが、そのインボイスの登録事業者になるそのタイミングというのは、どういうタイミングでなるべきなのですか。同じ会計年度内に移動することができるのか、あるいは会計年度が変わるときに申請をして、ただそれがすぐできるわけではないではないですか。そういうサイクルというのが、何かどこかにあるのですか。QアンドA的な。同一年度内にそれやるのは面倒くさいだけの話なので。
- 木村潤参考人 登録されればということにはなります。登録日からということにはなりますので。
- 吉川遂也副委員長 登録をする手続から、その番号をもらって大体期間的にはどのくらいかかりますか。まだ受け付けされていないのですか。
- 木村潤参考人 もうしています。
- 吉川遂也副委員長 登録番号をもらうまでの時間はどのくらいかかりますか。
- 木村潤参考人 これからどんどん数もふえてくるので、少し立て込んでくると思いますし、またその発行にも、申請の仕方としてe-Taxでという話をしましたけれど、こちら側の手続としても、紙で出していただくよりe-Taxのほうが早く発行できるという部分があります。またそのe-Taxなのか上なのかによっても多少発行できる時間は変わってきています。
- 桂藤和夫委員長 横路委員。
- 横路政之委員 今までどのぐらいで番号が届いたのですか。今から多くなると、期間が長くなると思いますが。今の段階で。
- 木村潤参考人 3月31日が一応期限になりますので、それまでの部分であれば10月1日までというところは多分大丈夫かと思います。
- 桂藤和夫委員長 副委員長。

- 吉川遂也副委員長 e-Taxで申請するときには、マイナンバーカードが必要だということなのですが、パソコンなどホームページでやるとなると、ICカードリーダーがあってそれが電子証明になるということですか。
- 木村潤参考人 スマートフォンの場合は、かざしてできるという格好になると思います。パソコンでカードリーダーライターがないとできないかというところは、私も勉強不足なもので、所得税の確定申告に関しては、スマホでもできるようにはなっているのですが、この届け出がそこに対応していたかどうかまで確認できていないです。
- 桂藤和夫委員長 松本委員。
- 松本みのり委員 これまで毎月一度の説明会をしてこられたということで、今までどのぐらいの事業者さんがお話を聞きにこられたのかと、その中で主な意見ですとか、質問ですとかどういったものが出てきたのかを教えてください。
- 木村潤参考人 質問に関しては取りまとめたものを特に用意していないので、どういったものかというところは説明出来ません。大体、去年ぐらいからそういった形で、説明会をさせていただいておりますけれど、毎回の参加者の方も少し少ないというところが実際ありますので、特に、先月も開催した場合には来られた方は2人という状態でした。来られる方が少ないかなと感じています。実際、課税事業者の方が来られた場合には、今後どのように発行すればいいのかとか、そういう質問が多いですし、免税事業者の場合だと自分が課税事業者になるべきかどうかとか、本当に必要かどうかという質問はあるようです。なかなか免税事業者の方に対して、あなたはインボイス登録したほうがいいです、しないほうがいいですという形での答えはできないところがあるので、一般的などころとしては範疇です。
- 桂藤和夫委員長 政野委員。
- 政野太委員 そもそも平成28年にこの法整備がされて、本来であれば平成31年ですから、令和元年に、これは施行される予定であったと。その中で何らかの政治的な背景、社会背景があったと思うのですが、令和5年に延期をされたという理解でよろしいですか。
- 木村潤参考人 具体的には私もあまりはっきりと覚えていないのですが、軽減税率も含めた法制改正で少し延びてというところでは理解しています。
- 桂藤和夫委員長 松本委員。
- 松本みのり委員 インターネットで情報を集めてバリバリされる方はいいかと思うのですが、そうではなくて、インターネットなどできないし、伝票も皆手で書いてきたのだという方のサポートをどのようにしていくのかというところが大きいと思うのですが、どのように考えられているのでしょうか。インボイスに関して。
- 木村潤参考人 そういうインターネットを使われない方の周知というところばかりではないですが、多少インターネットを中心とした周知というのは、どうしてもこの御時世多くなってはきています。それ以外にも商工会さんとかも通してとか、税理士会等の方を通して、周知等をしているという状況ではあります。
- 桂藤和夫委員長 堀井委員。
- 堀井秀昭委員 様々に税法は改正されていくとは思いますが、要は、インボイス請求書の発行が日本の物流の中で常態化をされてくるだろうと思うのです。そうすると、非課税事業者は、

これを発行できないということに対して不利益をこうむらないために、自ら課税事業者となっていくだろうと。様々な取引の中で求められたら課税事業者になっていく以外ない。そうすると、今までは非課税の事業者だった方が簡易課税制度を利用したりしろ、しないにしろ、何らかの消費税を納付しなければならなくなる。必ず。今まで消費税を納めなくてもよかった事業者は、消費税の課税納付事業者にもなっていくだろうと思うのですよね。そうすると非課税事業者制度というものが有名無実になってしまふ。先ほど、松本議員も言われましたけれど、そういった事業者を保護するためにつくった制度というものが消されていくだろうという予測をするのですよ。そうすると、この制度自体に何らかの問題があるのではないかなと改めて思いますけれども、ただ税務署の方に言っても仕方がないので、できるだけ事業者のお話を聞かれて、あなたの場合はこうされたほうがお得ですよとか損をしませんよとか、そういった税理士がするような指導も相談に訪れたときには、お話をさせていただくような体制をぜひ取っておいていただければなというお願いをしておきたいと思ひます。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 ないようですので、これで質疑を終結いたします。参考人の方には御退席いただきます。木村さん本日はありがとうございました。暫時休憩します。

〔参考人退室〕

午後2時57分 休 憩

午後3時2分 再 開

○桂藤和夫委員長 請願第1号の取扱いについて皆様方の御意見を賜りたいと思ひます。政野委員。

○政野太委員 整理をしないとイケない部分もあると思ひますが、当初、紹介議員である藤木議員からの説明のときには、今回の出されている請願については、いわゆる法自体の白紙撤回を求めるといふ解釈だったと思ひます。ただ、先ほど確認をしておりますと、今回の請願自体は、意見書を国に対して提出をするという部分、請願が持っている性質よりも意見書を提出するといふところを採決か不採決かという判断を仰ぐといふことで間違いはないですか。といひますが、私自身の個人的な思ひで言ひると、その法自体を白紙撤回するといふ判断は性急に出せるものではないと思ひしております。ただ、全国商工会連合会あるいは日本商工会議所等が国に対して意見書を出されている趣旨。これは明らかに法の白紙撤回ではなく、延期あるいは凍結と。現在の社会情勢に合わせて凍結をすべきであるといふ意見を国に提出をされていることを見ましても、庄原市議会としても、私個人としても、その意見書の中身については、そこに限定をすべきものではないかと考えます。ただそこがこの請願の趣旨とずれるといふことであれば、この採決・不採決に対して、判断が分かるところなのでは思ひますが、それについて確認をしておきたいと思ひます。

○桂藤和夫委員長 請願の採決と意見書については切り離して考えようと思ひているので、請願の思ひ、熱い思ひをどう受け止めるかといふのをまず採決するかどうかを判断させていただいて、意見書についてはまた次の議論にしようかなと考へております。他にありませんか。五島委員。

- 五島誠委員　先ほど政野委員おっしゃられたように、白紙撤回を求めるかという思いに対して賛同するか賛同しないかという理解。意見書出すかどうかは関係ないということですか。
- 桂藤和夫委員長　副委員長。
- 吉川遂也委員長　今回の請願について、事務局ともいろいろ確認をしていただきましたが、請願の趣旨をとらまえて、意見書を提出する必要があるかどうかというところで請願を採択するか不採択にするかということ、一旦検討し、例えば採択することになれば、また委員会として一つにまとめた請願が出せるように調整をしたい。もし委員会で意見書がまとまらないという状況であれば、また次の方法を考えざるを得ないと考えております。
- 桂藤和夫委員長　五島委員。
- 五島誠委員　文言の整理については置いておいて、要はこのインボイス制度に対して、そういったニュアンスの意見書を出すかどうかということに賛同できるかどうかで、まずは請願の賛否を問うということで理解したらいいのですね。わかりました。
- 桂藤和夫委員長　松本委員。
- 松本みのり委員　私も政野委員の意見に賛同なのですが、この中止ではなくて、延期を求める意見書になるかもしれないけれども、意見書を出すか出さないかということで、採決をするのでよろしいですか。
- 桂藤和夫委員長　副委員長。
- 吉川遂也副委員長　正副委員長でいろいろ検討を重ねていますが、やはり委員会として意見書を出すということは、委員会の全会一致が必要であるということも踏まえまして、全会一致で意見書が委員会として出せるかどうかをまず検討を加えたいと思います。委員会でもし仮に意見書の提出ができない状況になった場合には、それはまた委員会を離れたところで、意見書の提出ということを考えたらいいかと思います。
- 桂藤和夫委員長　政野委員。
- 政野太委員　仮に、この請願を採択しましたと。改めて意見書をつけたときに、委員会全員一致になりませんでしたということがあり得るといえる考えなのですか。
- 桂藤和夫委員長　副委員長。
- 吉川遂也副委員長　僕が答えるべきかわかりませんが、まずは委員会に付託された請願ですので、なるべく委員会で一応できる努力はしながら、その方向で進められればと。それでもどうしても意見書の中身について反対という意見が出れば、やはり委員会として全会一致ということができないとなれば意見書の提出はできないと、見合わさざるを得ないとなるかと思えます。
- 桂藤和夫委員長　五島委員。
- 五島誠委員　採択するかどうかは全会一致であるかどうかは関係ないけれど、この委員会として意見書を出すには、全会一致でないといけないというそのずれがあるので、ややこしくなっているのです。基本的な流れからすれば、まずは、どういう結果になろうとも、この請願に対して、まず委員長おっしゃられるように採決をして、そこから先のことはまた検討していくしか手がないのではないかなと思うので、もう採決をやりましょう。
- 桂藤和夫委員長　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 ないようですので、採決を行いたいと思います。請願第1号を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○桂藤和夫委員長 賛成多数です。それでは請願第1号には、採択として本会議に報告いたします。審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任を賜ればと思いますが、これに御異議ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 それではそのように取り計らうことといたします。

2 陳情第28号 酪農経営継続のための支援を求める要望書

○桂藤和夫委員長 協議事項2項目め、陳情第28号、酪農経営継続のための支援を求める要望書について。これにつきましては緊急経済対策として事業化され、9月2日に補正予算が上程され議決をしておりますので、聞き置くとして問題はないかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 それではそのように取り計らうことにさせていただきます。

3 その他

○桂藤和夫委員長 その他、何か皆さんからございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 ないようでしたら、以上で企画建設常任委員会を散会いたします。

午後3時5分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

委員長